

# 成年後見制度の利用を考えている皆さんへ

## — 申立費用の助成について —

富山市では、成年後見制度の利用にあたり、申立費用を負担することが困難な方に対して必要な費用の助成を行っています。

### 申立費用の助成対象となる方

申立人種別	被後見人等（本人）による申立の場合 （被後見人等が申立費用を負担する場合）	親族による申立の場合
助成金申請者	申立人（被後見人等）または後見人等 ※後見人等からの代行申請も可	申立人である親族
審査対象	・被後見人等及びその同一世帯 <b>全員</b>	・被後見人等及びその同一世帯 <b>全員</b> ・申立人及びその同一世帯 <b>全員</b>
資力等の要件	被後見人が <b>市内に住所を有しており</b> 、審査対象者が次のいずれかに該当するもの (1) <b>生活保護</b> を受けている者 (2) 次の要件を <b>すべて</b> 満たす者 ア. 市区町村民税が <b>非課税</b> である イ. 年間の収入見込額が <b>150万円以下</b> ウ. 株式や生命保険等、 <b>すぐに資金化することができる資産</b> を所有しないこと (3) その他費用を負担することが困難であると市長が認める者（※1）	

※1 事前に市役所担当課へご相談ください

### その他の要件：申立費用の助成対象チェックリスト

#### 資産について

- 被後見人等が属する世帯全員及び申立人が属する世帯全員は、株式や生命保険等、すぐに資金化することができる資産を所有していない。

#### 後見人等について

- 審判請求により選任された後見人等（申立書に記載する候補者）は、民法第725条に規定する親族（※2）ではない。

#### その他助成制度の利用について

- 富山市以外の自治体又は団体等が実施する申立費用に係る助成金を受給しない。

上表「申立費用の助成対象となる方」の要件を満たし、かつ、この3つの要件を満たす方が申立費用助成の対象です。

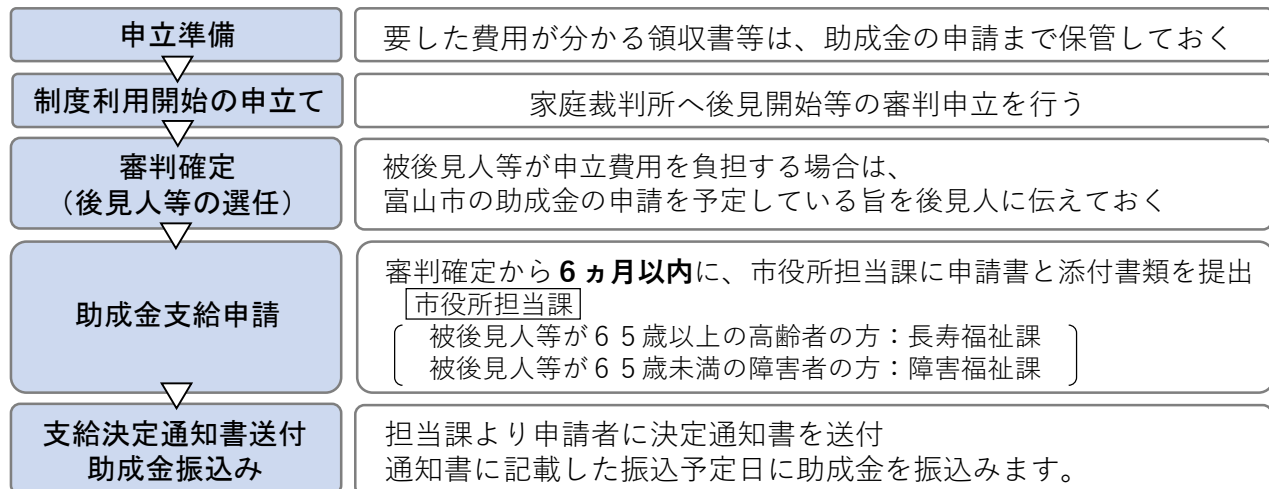
※2 配偶者・六親等内の血族・三親等内の姻族

### 申立費用の助成対象経費

- ① 申立用収入印紙代
- ② 登記用収入印紙代
- ③ 家庭裁判所提出用郵便切手代
- ④ 診断書作成料
- ⑤ 戸籍等取得に係る手数料
- ⑥ 鑑定費用

△ 弁護士や司法書士へ依頼した書類作成代行の報酬は助成の対象外

申立費用助成の流れ



## 助成金申請の際に必要な書類

申請書に添付していただく書類は、世帯や収入の状況によって異なります。下記のチェックリストと「添付書類一覧」を使って、必要な書類をご確認ください。

### 1 申請者の世帯について

申請者	添付書類一覧の該当項目
<input type="checkbox"/> 被後見人 <b>本人</b>	①
<input type="checkbox"/> 申立人（被後見人と <b>同居</b> の親族）	①・②
<input type="checkbox"/> 申立人（被後見人と <b>別居</b> の親族）	
<input type="checkbox"/> 被後見人等が <b>単身世帯</b>	①・③
<input type="checkbox"/> 被後見人等に同一世帯員がいる	①・②・③

### 2 申請者及び被後見人等、その同世帯員の収入

受給しているもの	添付書類について
<input type="checkbox"/> 障害年金	左表 「1 申請者の世帯について」の該当項目 + ④
<input type="checkbox"/> 遺族年金	
<input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当	
<input type="checkbox"/> その他	
<input type="checkbox"/> 上記の収入はない	左表 「1.申請者の世帯について」の該当項目のみ

### 添付書類一覧

<b>①</b>  申請する方 <b>全員</b> に 必ず提出いただく書類	<input type="checkbox"/> 後見人等の決定を受けたことが分かる書類 ▶ 後見等開始の審判確定書の写しなど <input type="checkbox"/> 後見開始等審判の申立書の写し <input type="checkbox"/> 申立てに要する費用が分かる書類 <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">対象費用</th> <th style="width: 50%;">必要書類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>申立用収入印紙代</td> <td rowspan="3">審判確定後に家庭裁判所から送付される<b>費用返還通知書</b>の写し</td> </tr> <tr> <td>登記用収入印紙代</td> </tr> <tr> <td>家庭裁判所提出用郵便切手代</td> </tr> <tr> <td>診断書作成料</td> <td>各書類取得時の<b>領収書</b></td> </tr> <tr> <td>戸籍等取得に係る手数料</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鑑定費用</td> <td><b>保管金提出書</b>の写し</td> </tr> </tbody> </table> <input type="checkbox"/> 被後見人等の収支状況及び資産状況が分かる書類 ▶ 申立ての際に家庭裁判所に提出する収支予定表、財産目録の写し ▶ 通帳の写し（表紙、通帳を開いた1・2ページ目） ▶ 生活保護受給証明書	対象費用	必要書類	申立用収入印紙代	審判確定後に家庭裁判所から送付される <b>費用返還通知書</b> の写し	登記用収入印紙代	家庭裁判所提出用郵便切手代	診断書作成料	各書類取得時の <b>領収書</b>	戸籍等取得に係る手数料		鑑定費用	<b>保管金提出書</b> の写し
対象費用	必要書類												
申立用収入印紙代	審判確定後に家庭裁判所から送付される <b>費用返還通知書</b> の写し												
登記用収入印紙代													
家庭裁判所提出用郵便切手代													
診断書作成料	各書類取得時の <b>領収書</b>												
戸籍等取得に係る手数料													
鑑定費用	<b>保管金提出書</b> の写し												
<b>②</b>  被後見人等と <b>同一世帯</b> の方が いる場合に提出いただく書類	<b>【生活保護を受給している方】</b> <input type="checkbox"/> 世帯 <b>全員</b> の生活保護受給証明書  <b>【市民税非課税世帯に属する方】</b> <input type="checkbox"/> 世帯 <b>全員</b> が記載された住民票の写し <input type="checkbox"/> 世帯 <b>全員</b> の非課税証明書 ※収入額が記載された最新年度のもの												
<b>③</b>  申請者が 被後見人等と <b>別居</b> の場合に 提出いただく書類	<b>【生活保護を受給している方】</b> <input type="checkbox"/> 申請者とその同一世帯 <b>全員</b> の生活保護受給証明書  <b>【市民税非課税世帯に属する方】</b> <input type="checkbox"/> 世帯 <b>全員</b> が記載された住民票 <input type="checkbox"/> 申請者とその同一世帯 <b>全員</b> の非課税証明書 ※収入額が記載された最新年度のもの												
<b>④</b> 該当する収入がある場合に 提出いただく書類	<input type="checkbox"/> 該当する収入について、受給額がわかる書類 ▶ 給付決定通知書・入金記録のある預金通帳など												

### 申立費用（審判請求費用）助成金の支給申請・お問合せ先

対象者種別	担当課	所在地	連絡先
被後見人等が65歳未満の障害者の方	障害福祉課	市役所1階東館	076-443-2077
被後見人等が65歳以上の高齢者の方	長寿福祉課	市役所3階東館	076-443-2044